

その他の支援メニュー 乳幼児期

幼児教育・保育の無償化については市のホームページをご覧ください。

相談したい・利用したい

子ども発達センターにおける相談・療育(療育の利用は6か月～就学前)

子どもの成長の過程では発育や発達に関して、さまざまな心配や不安が出てくるものです。

・ことばが遅い ・歩き始めるのが遅い ・お友達と上手に遊べない ・落ち着きがない ・他の子と比べ少し違うと感じる

子どもたちが、家庭や地域でのびのびと遊び、学び、いきいきと育つことができるように、一人ひとりの子どもの必要に応じた療育を行い、子育て家庭を支援します。お子様の発達のことで不安や心配がありましたらお気軽にご相談ください。

●発達相談コーディネーターへの相談

発達相談コーディネーターは、「子どもの発達相談に関する総合案内窓口」として、子ども発達センターで活動をしています。保護者の方が抱えているお子さんに関する心配ごとを整理して、必要な情報を提供したり、適切な支援機関をご紹介します。

どんなにささいなことでも大丈夫です。お話しすることでスッキリすることもありますので、お気軽にご相談ください。匿名でのご相談もお受けしています。

お問い合わせ 子ども発達センター ☎042-486-1190(代表) / ☎042-486-3200(相談専用)

教育相談(就学前～18歳)

お子様の心や行動に関する心配ごとについて、心理相談員による継続的な相談をお受けしています。まずは電話でお申し込みください。

〈相談日時〉月～金曜日(祝日・年末年始を除く) 9:00～17:15

〈来所相談〉(心理相談) ☎042-481-7633

お子様の教育や学校生活などに関する心配ごとについての相談を匿名でお受けしています。

〈電話相談〉(心のキャッチフォン) ☎042-481-7777(専用電話) / ☎042-499-1616(FAX相談)

学校教育の場で特別な支援が必要なお子様の就学等についての相談をお受けしています。特別支援学校、特別支援学級への就学や校内通級教室への入級をご希望の場合は、就学相談が必要になります。

〈就学相談〉 ☎042-481-7634

お問い合わせ 調布市教育相談所 ☎042-481-7633

保育園の各種案内・相談

保育コンシェルジュ等が保育園全般に関する相談をお受けしています。

お問い合わせ 子ども生活部保育課 ☎042-481-7132・7133・7134・7758

子どもを預けたい

認可保育園(57日目～就学前)・認証保育所(57日目～就学前)※

認可保育園:児童福祉法に基づく児童福祉施設で保護者が仕事や病気等の理由で保育が困難な場合に保護者に代わって小学校就学前の児童を保育する施設です。

認証保育所:多様化している保育ニーズに柔軟に対応するため東京都独自の基準(認証基準)による都市型スタイルの保育所です。

お問い合わせ 認可保育園:(運営について)各認可保育園へ

(申し込みについて)子ども生活部保育課 ☎042-481-7132・7133・7134・7758

認証保育所:各認証保育所へ

家庭福祉員・グループ型保育施設《共同実施型家庭的保育事業》(57日目～2歳)※

家庭福祉員:保護者が働いている昼間家庭で保育できないお子様(0歳児から2歳児)を保育の専門家の自宅で、家庭的な雰囲気で行う制度です。

グループ型保育施設:多様な保育ニーズに対応するため、複数の家庭福祉員(保育ママ)が同一の建物において協力しながら家庭的保育を実施する施設です。

〈対象〉生後57日以上から2歳児まで

お問い合わせ 家庭福祉員:各家庭福祉員へ / グループ型保育施設:各グループ型保育施設へ

幼稚園(満3歳～就学前)

学校教育法に基づいて幼児教育を行う施設です。市内には私立幼稚園が13園と幼稚園類似施設(東京都が認可した幼児施設)が1園あります。

お問い合わせ 各幼稚園へ

保育園一時預かり(3か月～就学前)※

市内在住の就学前までの集団保育が可能なお子様をお預かりします。保護者の利用要件は問いません。リフレッシュ等を目的とした利用も可能です。

お問い合わせ 各一時預かり実施施設へ

保育園定期利用保育(1歳～就学前)※

パートタイム勤務や資格取得のための通学などの理由により、複数月にわたって断続的な保育を必要とする方の児童をお預かりする事業です。

〈対象〉市内在住で認可保育所、認証保育所、家庭福祉員を月極利用しておらず、月の必要保育時間が160時間未満の満1歳～就学前の児童

お問い合わせ 定期利用保育実施施設へ

病児・病後児保育事業(1歳～小学校6年生)※

病気の急性期又は回復期にあるお子様を次の1～3全て該当の場合に限り、一時的にお預かりします。

- 1 お子様は病気の急性期又は回復期にあるため、保育園等へ登園することができない場合
- 2 保護者の勤務等により家庭で育児が困難な場合
- 3 施設の指導医が受け入れ可能と判断した場合

〈対象〉市内に住所を有し、保育園等に通園中の満1歳から小学校6年生までのお子様
(保育園の一時預かり利用者は含みません)

〈利用料〉1人1日 2,500円

〈実施施設〉エンゼルケアルーム・ポピンズルーム調布

お問い合わせ 病児・病後児保育実施施設へ

子ども発達センターの緊急一時養護事業・リフレッシュ支援事業(1歳半～小学校6年生)

病気・出産・冠婚葬祭などで一時的に養育が困難になったとき、又はご家族の休息が必要なときに、障害のあるお子様、発達に遅れやかたよりのあるお子様をお預かりします。

〈対象〉市内在住の発達に遅れやかたよりのある、又はその心配のある1歳6か月～就学前のお子様及び障害手帳又は診断書のある小学校6年生(障害児)までのお子様

〈利用料〉緊急一時養護事業:利用時間により異なります(250円～600円)
リフレッシュ支援事業:利用時間により異なります(500円～1200円)

お問い合わせ 子ども発達センター ☎042-486-1190

※表記している年齢は一般的なものであり、必ずしもすべての事業に該当するとは限りません。



その他の支援メニュー 乳幼児期

経済的支援

施設等利用費(幼児教育無償化)(満3歳～就学前)・幼稚園等保護者負担軽減補助(2歳児～就学前)

●施設等利用費

- 〈対象〉
- 1 園児の保護者が調布市に住民登録があること
 - 2 私立幼稚園(施設型給付の幼稚園及び認定こども園(教育)を含む)等に満3歳～5歳児を通園させていること
 - 3 入園料又は保育料を納入していること
- 〈補助金額〉私立幼稚園は月額上限25,700円を給付します。
 ※施設型給付の幼稚園及び認定こども園(教育)は保育料が無償になります。
 ※年度の途中で入園・退園・転入・転出された場合は規定により算出された日割りの補助額となります。

●幼稚園等保護者負担軽減補助

①入園料補助と②保育料補助の2種類があります。

- 〈対象〉
- 1 園児が調布市に住民登録があること
 - 2 私立幼稚園、施設型給付の幼稚園、認定こども園(教育)又は幼稚園類似施設等に2歳児～5歳児を通園させていること(プレ保育は対象外)
 - 3 入園料又は保育料を納入していること

- 〈補助金額〉
- ①入園料補助(年額) 30,000円
 入園年度に1回限り交付します。入園日に調布市に住民登録のある園児が対象となります。
- ②保育料補助(月額上限)6,300円～10,700円
 世帯の区市町村民税所得割課税額の合算と兄弟順位に基づき補助額が決まります。
 住宅借入金等特別控除等の税額控除適用の場合は控除前の額で算出します。
 ※年度の途中で入園、退園、転入、転出された場合は規定により算出された日割りの補助額となります。

お問い合わせ 子ども生活部保育課 ☎042-481-7132・7133・7134・7758

認証保育所等保育料助成事業(57日目～就学前)※

認証保育所、家庭福祉員(保育ママ)、共同実施型家庭的保育施設(グループ型保育施設)、認定こども園(認可外保育施設に係る部分)を利用する保護者で次の全てに当てはまる方が対象となります。

- 1 市内に住所を有していること。
- 2 各月1日現在施設と月ぎめ契約し、保育料を納入していること。(一時預かり利用または月の途中の入所は対象外です)

〈交付方法〉年2回、保護者指定の銀行口座に直接振込みます。

〈助成額(月額)〉保護者(世帯)の市民税所得割課税額の合算額と児童の年齢により、以下のような助成額となります。
 ただし、住宅借入金等特別控除等の税額控除適用の場合は、控除前の額を算定の対象とします。

認証保育等保育料助成事業(0～2歳)

保護者(世帯)の所得状況		助成額(月額)			
区分	市民税所得割課税額(世帯合算)	保育料助成分	無償化給付分	第1子 第2子 第3子以降	合計(上限額)
1	非課税世帯及び生活保護世帯	25,000円	42,000円	0円	67,000円
		12,000円		13,000円	67,000円
		0		25,000円	67,000円
2	～77,100円	36,000円	0円	0円	36,000円
				14,000円	50,000円
				27,000円	63,000円
3	77,200円～211,200円	27,000円	0円	0円	27,000円
				14,000円	41,000円
				27,000円	54,000円
4	211,300円～256,300円	18,000円	0円	0円	18,000円
				14,000円	32,000円
				27,000円	45,000円
5	256,400円～	9,000円	0円	0円	9,000円
				14,000円	23,000円
				27,000円	36,000円

認証保育等保育料助成事業(3～5歳)

保護者(世帯)の所得状況		助成額(月額)			
区分	市民税所得割課税額(世帯合算)	保育料助成分	無償化給付分	第1子 第2子 第3子以降	合計(上限額)
1	全世帯	0円	37,000円	0円	37,000円
				10,000円	47,000円
				20,000円	57,000円

お問い合わせ

子ども生活部保育課
 ☎042-481-7132・7133・7134・7758
 ※幼児教育・保育の無償化については市のホームページをご覧ください。

MEMO
